

【鈴鹿市の考え方について】

鈴鹿市では、長期未整備の都市計画道路について、県・市が協力して都市計画道路の役割や必要性が低下している可能性について検証を行い、「廃止・変更・存続」の方向性を示すため、基本的な考え方や手順をマニュアル化した「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成19年3月策定）に基づき、見直し作業を進めてまいりました。

見直しの**第1段階**とし、

計画決定後20年以上経過した路線かつ事業計画の無い路線を見直し区間として**18路線46区間**を抽出しました。

第2段階として

この抽出路線区間（**18路線46区間**）について、当初計画決定時に必要とされた都市で行われる様々な活動や生活を支えるために都市の将来像の実現に向けて都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を支える役割が、現在でも必要とされるか次の3つの観点で整理を行いました。

- 1)交通機能の観点から：車道や歩道の通行機能や沿道利用機能が必要な地域であるのか？
- 2)空間機能の観点から：景観形成といった都市環境や密集市街地内で目的地到達の時間短縮が図れるなど都市防災機能等が必要な地域であるのか？
- 3)市街地形成機能の観点から：土地利用の誘導形成を図る機能が必要な地域であるのか？

以上3つの観点から検証を行い、路線区間毎に車道、停車帯、歩道等道路構成的に必要な性の評価を行い、その必要とする機能について、現道や並行道路といった代替道路の有無等を検証した結果、**3路線5区間**の見直し候補を抽出しました。

第3段階とし、

この見直し候補（**3路線5区間**）について、県、市道路管理者との協議を行った結果、最終的に**2路線3区間**の見直し候補となりました。

今回、この見直し路線（**2路線3区間**）を含め、見直し方法、過程等について、平成21年1月8日～2月6日にかけて市民意見募集を実施しましたので、いただきましたご意見ご質問につきまして、その対応も併せ報告する運びとなりました。また、この市民意見募集の結果を第24回鈴鹿市都市計画審議会にて報告し意見聴取を行いましたので、その結果も併せて報告いたします。

今後、今回の2路線3区間の見直し候補を行政案としまして、法令に基づく都市計画の変更手続き作業を進めていくこととなります。

また、頂いた意見を参考に、存続となった北長太寺家線を始め他の長期未整備道路につきましては、今後とも住民ニーズとの乖離等に十分配慮しながら継続的な検証を行っていくとともに、見直し方法や検証過程につきましても、「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」との整合を図りながら研究を重ねてまいりたいと考えております。

■市民意見募集の結果

意見者数 4名 意見数 9件
 ホームページアクセス数 372件

意見数計 9件

意見等に対する市の考え方について

今回実施した市民意見募集は、未整備の都市計画道路について、県・市が協力して都市計画道路の役割や必要性が低下している可能性について検証を行い、「廃止・変更・存続」の方向性を示すため、基本的な考え方や手順をマニュアル化したものが「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」として平成19年3月に策定され、ガイドラインに基づいた本市の素案がまとまり、見直し方法、過程、候補路線等について、意見を募集したものです。
 お寄せいただいたご意見やご質問につきましては、その趣旨を損なわないよう要約し、市の考えとともに下記のように整理し、お寄せいただいたご意見を参考に今後行政案の公表に向けて作業を進めていきます。

番号	分類	意見の要約	市の考え
1	見直し方法	三重県都市計画道路の見直しガイドラインに基づき見直した結果、見直し候補路線が対象路線46区間中3区間と少なくないか。計画決定後20年以上経過した路線は、すべて見直し候補として、地元住民と協議すべきである。鈴鹿市においても人口及び車の保有台数が減少することが推測される社会情勢を踏まえ、代替道路が存在しない等形式的な理由ではなく、なぜ今まで事業化されなかったのか、また事業化が可能かどうかを精査し抜本的な策を講じる必要があるのではないかと。また長期未整備の路線において、住民、市とも必要と認める計画道路については建築制限を受ける建築主のためにも早期事業化にむけ年次計画等を作成すべきと考える。	鈴鹿市では「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき見直し作業を進めておりますが、当該見直しガイドラインでは整備スケジュールや財政的な制約などの観点からの実現性の検証は対象外となっており、客観的に必要性や代替道路の有無を検証した結果として、見直し対象18路線46区間から2路線3区間の見直し候補を抽出しました。都市計画道路は都市で行われる様々な活動や生活を支える重要な施設として、都市の将来像の実現に向けて都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を支える役割を担うため、目指すべき将来都市像の変化や求められる機能を代替する道路の有無等が見直しの基本と考えます。しかし、一方、今後さらに顕在化する人口減少・少子高齢化などの社会情勢等により都市計画道路を取り巻く環境はさらに大きく変化することが予想されるため継続した検証をおこない、必要に応じ地域住民との協議をしたいと考えます。更に頂いた意見を参考に三重県と併に当該ガイドラインについても研究を重ねていきたいと考えます。都市計画道路の事業化は、従来、渋滞状況やプロジェクト関連等を総合的に行政が判断して新規事業箇所を決め事業推進を図ってきましたが、より客観的な評価手法が必要とされ、平成14年に鈴鹿市が整備する市内幹線道路を対象とし、公共事業の効果的・効率的な執行を図るため、費用便益の分析結果を踏まえ、それぞれの道路の各種機能の明確化と道路整備の優先度を示した「鈴鹿市道路整備プログラム」を策定し公表され、その後の厳しい財政状況を踏まえ平成19年に見直しを行い平成28年度までの整備目標を公表しております。また、同様に三重県におきましても平成15年に「新道路整備戦略」を策定し、平成29年度までの道路整備の目標を公表しております。これにより市民と情報を共有し、道路整備に対する市民の理解を深めつつ、道路事業を進めていきたいと考えております。
2		今回の「三重県都市計画道路見直しガイドライン」に沿った評価では3路線となるが、鈴鹿市においては「道路整備プログラム」により中期的な整備計画は定まった状況であるので、対象となった全路線について地域を交えて「本当に必要か」「事業化できるのか」を協議・検討すべきではないか。	
3		今回の素案に至った評価カルテでは具体化できない理由が判らず、20年以上経過した路線を存続させるには、路線毎にもっと踏み込んだ未整備理由を明確にし、時限的な目標設定が必要ではないか。現実的な対処なく計画を放置するのは、土地利用制限を受ける地権者にとっては障害要素とならないか。	
4		「三重県都市計画道路見直しガイドライン」に沿った検証では、整備スケジュールや財政的な制約などの観点からの実現性の検証は対象外となっており、現実的な計画見直しとはならないのではないかと。	
5	過程	都市計画道路の見直し候補路線の選定経緯はどうか。	ガイドラインに基づき見直し対象路線・区間を抽出し、必要性、代替性等の検証を行い管理者協議を経た結果を踏まえながら選定作業を進めてきました。
6	候補路線等	北長太寺家線について、昭和19年1月に決定され65年間経過するが決定経緯の検証と現在まで整備見直しの検討があったか。	本路線は現在においても鈴鹿市海岸部の市街地間を連絡する幹線道路として、道路網における外環道路の役割を担っております。また、都市計画道路の事業化は従来、渋滞状況やプロジェクト関連等を総合的に行政が判断して新規事業箇所を決め事業推進を図ってきましたが、より客観的な評価手法が必要とされ、平成14年に鈴鹿市が整備する市内幹線道路を対象とし、公共事業の効果的・効率的な執行を図るため、費用便益の分析結果を踏まえ、それぞれの道路の各種機能の明確化と道路整備の優先度を示した「鈴鹿市道路整備プログラム」を策定し、平成19年に見直しを行っており、同様に三重県におきましても平成15年に「新道路整備戦略」にて見直しをおこなっております。
7		北長太寺家線について、鈴鹿市都市マスタープランにおける土地利用計画では、伊勢街道等を中心に歴史的な街並みについて保全、修復を進めるとなっているが、計画道路と不整合ではないか。	土地利用計画では伊勢街道沿いの一部に歴史的な街並みが残っているところは保全、修復に努めるものであり、事業化の折は周辺の街並みに調和するよう舗装等に配慮が必要と考えます。
8		北長太寺家線について、昭和19年の計画決定では、現在の道路構造令に対応出来ないのではないかと。	事業化の折、道路構造令との整合が必要ですが、平成16年2月の道路構造令の改正により標準幅員の考え方が削除され、ある程度柔軟な対応が可能となっております。
9	北長太寺家線について、長期にわたる計画決定に伴う土地利用の規制により土地の有効利用への支障や住民ニーズとの乖離が生じていないか。	都市計画法の規定による建築制限は将来の事業の円滑な施行を確保するために行われております。今後さらに顕在化する人口減少・少子高齢化などの社会情勢等により都市計画道路を取り巻く環境はさらに大きく変化することが予想されるため継続した検証をおこない、特に北長太寺家線のように決定後長期にわたる路線では、住民ニーズとの乖離等地域住民の声に十分注意し、必要に応じ地域住民との協議をしたいと考えます。	

■第24回鈴鹿市都市計画審議会の結果

鈴鹿市では、長期未整備の都市計画道路について、県・市が協力して都市計画道路の役割や必要性が低下している可能性について検証を行い、「廃止・変更・存続」の方向性を示すため、基本的な考え方や手順をマニュアル化した「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成19年3月策定）に基づき、見直し作業を進めてきました。今回、この見直し路線（2路線3区間）を含め、見直し方法、過程等について、平成21年1月8日～2月6日にかけて市民意見募集を実施しましたので、いただきましたご意見ご質問につきまして、その対応も併せた結果を第24回鈴鹿市都市計画審議会にて報告するとともに意見聴取を行いましたので、市の考えとともに下記のように整理しました。見直し候補路線2路線3区間につきましては、ご了承を得ましたことから、今後、行政案として公表し、法令に基づく都市計画の変更手続き作業を進めていきたいと考えます。

番号	分類	意見の要約	市の考え
1	見直し方法	今回の見直し作業において存続となった長期未整備路線については、今後も継続した見直しを行うことが必要である。	存続となった北長太寺家線を始め他の長期未整備道路につきましては、今後とも住民ニーズとの乖離等に十分配慮しながら継続的な検証を行っていくとともに、見直し方法や検証過程につきましても、「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」との整合を図りながら研究を重ねていきたいと考えます。
2		見直し方法において、新たに施設管理の側面から、道路が実現されたと仮定して、その道路を財政的に維持していけるのかの視点を取り入れて検証することも検討してみてはどうか。	
3		鈴鹿市道路整備プログラムや県の新道路整備戦略での目標年次が平成28、29年となっているが、社会状況が急速に変化しており、今後益々悪化する財政状況において、実現可能路線の検証も新たな局面を迎えるのではないかと。	
4	候補路線等	北長太寺家線について、沿道地区は人口密集しており狭い道路が多いが、今後、東海地震、東南海地震などが発生すると叫ばれているが、防災上の観点から、都市計画道路の整備が必要ではないかと。	地震などの防災上の観点から、現道では道路構成上満足しておらず、また、国道23号線から海岸部までの人口密集地域には防災上満足する代替道路が無いことから湾岸部と並行する北長太寺家線は必要と考えます。